

# 第5章 計画の推進

## 1 計画の推進にあたって

地域福祉計画を推進するねらいは、地域福祉の基盤を整えることによって、市民が地域福祉に関わる多様な機会を生み出し、地域の支え合いを活性化させていくことです。このため、計画の推進においては、市民の行動に働きかける観点から、そのための方策を定めるとともに、計画を推進する体制を整えます。

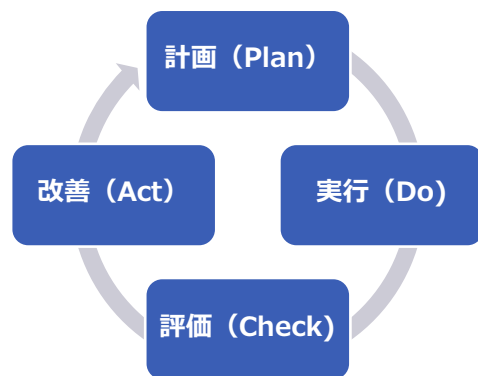
本計画における具体的な事業や取り組みを進めるにあたっては、市民をはじめ、自治会・町内会、民生委員・児童委員<sup>105</sup>、ボランティア団体、NPO 法人、民間事業者、社会福祉法人など、地域にいる様々な関係者が展開の担い手となり、市がその推進・支援を行います。また、これらの関係者が、それぞれに期待される役割を担い、協働・連携して計画を推進します。

## 2 計画の実現に向けて

### (1) 指標に基づく客観的な計画評価の実施

本計画において設定した目標値について、計画推進の目安として変化を把握し、取り組みの評価を行うとともに、推進に活用します。計画評価については、計画期間6年の半期にあたる3年ごとに実施します。

また、計画に基づく地域福祉施策を着実に推進していくため、PDCA サイクルに基づく継続的な改善を図ります。



### ● 計画の推進

計画期間	第2次	第3次計画(上半期)			第3次計画(下半期)		
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
所沢市地域福祉推進委員会	第3次計画策定	実行・評価・改善			実行・評価・改善 第4次計画へ		
所沢市庁内地域福祉推進連絡会議		進捗状況の確認・検討			進捗状況の確認・検討		

## (2) 計画の推進体制

### ●所沢市地域福祉推進委員会

本計画は、市民と市が協働で進める計画として、実現したい将来像に照らし、進捗状況や事業の方向性をチェックする評価・管理体制が必要です。

このため、進捗状況を報告し、市の施策・事業の評価結果も含めた現況確認や今後の推進方法、対策などについて総合的に検討・評価する第三者機関として、所沢市地域福祉推進委員会を位置づけます。

### ●所沢市庁内地域福祉推進連絡会議

地域福祉の施策は、高齢者、障害者、子ども・子育てなどの福祉分野をはじめ、保健・医療、防犯・防災等、様々な分野横断的な連携による推進が求められます。

そのため、本市での地域福祉に関連する情報の共有とともに、各分野における取り組みのより効果的な運用を図る庁内組織として、所沢市庁内地域福祉推進連絡会議を位置づけます。

## (3) 社会福祉協議会との連携

市の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」は、ともに市民参加を通じて地域福祉の推進を図るという共通の目的を持ち、互いに連携を通じて、所沢市の地域福祉の推進に取り組む関係にあります。両計画の共有や進行管理を効果的に行うため、社会福祉協議会と定期的な連携を図る機会を設けます。

所沢市「地域福祉計画」 SMILE プラン  
社会福祉協議会「地域福祉活動計画」 WITH プラン

WITH SMILE(笑顔で)  
連携を通じて“笑顔で”  
地域福祉を推進する

## 3 留意事項

### (1) 財源の確保

本計画に掲げた事業に取り組むには、財源を確保しなければなりません。その財源となる歳入は、生産年齢人口の減少に伴い、市税収入の伸びが期待できない状況にあります。計画の推進にあたっては、限られた財源の中で最大の成果を挙げるため、創意工夫していく必要があります。

## (2) 「誰一人取り残さない社会」の実現

本市の最上位計画「第6次所沢市総合計画(令和元年度～令和10年度)」は、SDGs<sup>106</sup>の観点を踏まえて策定しており、17のゴールは、本市の事業全てに関わるとの考え方が示されています。

本計画における重点施策及び基本施策についても、SDGsの17のゴールやターゲットに関連するものとして、経済・社会・環境を調和させながら「誰一人取り残さない社会」をめざすものです。



## (3) 多様化する社会での新たな福祉の推進

少子高齢化の進行等に加え、複合的な課題や制度の狭間の問題といった新たな課題の顕在化が地域社会に影響を与える中、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症による社会の混乱(いわゆる「コロナ禍」)は、市民生活や行政活動にとりわけ大きな影響を与えました。

市民生活においては、ソーシャルディスタンスの確保を基本に人と人との関わり方を変えたほか、在宅勤務やオンラインによる会議など、日々の暮らし方や働き方などを変えました。

行政においては、イベントや事業の自粛、公共施設の利用制限等を余儀なくされたほか、福祉分野においては、対面しない方法での見守り・訪問や相談支援のあり方が模索されるなど、福祉サービスや支援のあり方を大きく変えました。

これらの社会変化は看過できるものではありません。今後は、人と人との関わり方、一人ひとりの地域生活のあり方などを含めて、新しい生活様式<sup>107</sup>に留意しながら地域福祉を推進していく必要があります。

106 持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略で、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030(令和12)年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っているもの。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、我が国においても積極的に取り組みが進められている。

107 新型コロナウイルス感染症が、長期間にわたり感染拡大するのを防止するために、厚生労働省が公表した行動指針。飛沫感染や接触感染、近距離での会話への対策を、日常生活に定着させ、持続させるもの。